

随意契約結果(業務委託)

様式13

No.	案件名称	委託種目	契約の相手方	契約金額(税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	平成28年度 鶴見区 人権啓発推進事業	総合イベント	セントラル映電株 式会社	1,200,000	平成28年7月1日	地方自治法施 行令第167条の 2第1項第2号	G5	—

平成 28 年度 鶴見区契約事務審査会会議資料

平成 28 年度 鶴見区人権啓発推進事業業務委託にかかる公募型企画提案プロポーザルの実施について

- 1 事業名称 平成 28 年度 鶴見区人権啓発推進事業
- 2 目的、概要 市民一人ひとりの人権意識の普及・高揚を図り、差別や偏見のない人権尊重の明るいまちづくりを推進するため、様々な人権について正しい理解と認識を深め、お互いが人権に関心を持つ機会を提供することを目的として、人権啓発事業の業務委託を行う
- 3 業務内容 「人権を考えるつどい（仮称）」、「夏休み人権映画会（仮称）」及び「校下別人権学習会（仮称）」の実施
- 4 公募型プロポーザル方式を採用する理由
事業を実施するにあたっては、鶴見区人権啓発推進会、鶴見区人権啓発推進員連絡会の地域住民等で組織する団体と協働し、企画段階から積極的に区民のニーズを取り入れるなど、事業成果をより一層高める創意工夫が必要である。
よって、定められた仕様書により価格のみで判断する競争入札方式ではなく、事業者の自由な発想による企画提案に対する評価と価格面を総合的に判断する必要があることから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」に該当すると判断し、公募型プロポーザル方式を採用する。